

第百七十五号議案

火災予防条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年九月十九日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

火災予防条例の一部を改正する条例

火災予防条例（昭和三十七年東京都条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「ほか、」の下に「屋内に設ける」を加え、「第十一条第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「蓄電池設備（定格容量と電槽数の積の合計が四千八百アンペアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。）」を「前項に規定するもののほか、蓄電池設備」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とし、同項第四号中「前号の設備」を「蓄電池設備」に改め、同号を同項第三号とし、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

蓄電池設備（蓄電池容量が十キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が十キロワット時を超え二十キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和五年消防庁告示第七号）第二に定めるものを除く。以下この条において同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第十三条に次の三項を加える。

4 第一項及び第二項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの並びに蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第三に定めるものを除く。）にあつては、建築物から三メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、こ

の限りでない。

- 5 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のものを除く。）の位置、構造及び管理の基準については、第十一条第一項第五号から第十号まで及び第十一条の二第一項第四号の規定を準用する。
- 6 キュービクル式の蓄電池設備で、消防総監が当該設備の位置、構造及び管理の状況から判断して、火災予防上支障がないと認めたものにあつては、前三項の規定によらないことができる。

第五十七条第一項第十六号中「蓄電池設備」の下に「（蓄電池容量が二十キロワット時以下のものを除く。）」を加える。  
別表第三 二の項を次のように改める。

二 厨房設備									
右記に分類されないもの			固体燃料		気体燃料				
			特定不燃	特定不燃以外	特定不燃	特定不燃	開放式	開放式	開放式
使用温度が摂氏三百度未満のもの	使用温度が摂氏三百度以上八百度未満のもの	使用温度が摂氏八百度以上のもの	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	炭火焼き器	据置型レンジ	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	据置型レンジ	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリドル付こんろ
			炭火焼き器	据置型レンジ				組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	
						二十一キロワット以下	十四キロワット以下	二十一キロワット以下	十四キロワット以下
一〇〇	一五〇	二五〇	八〇	一〇〇	八〇	八〇	一〇〇	一〇〇	
五〇	一〇〇	二〇〇	三〇	五〇	〇	〇	注 一五	注 一五	
一〇〇	二〇〇	三〇〇		五〇			一五	一五	
五〇	一〇〇	二〇〇	三〇	五〇	〇	〇	注 一五	注 一五	

注 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第四項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の火災予防条例（以下「新条例」という。）第十三条第一項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、新条例第十三条第一項、第二項又は第五項（第十一条の二第一項第四号を準用する部分に限る。）の規定に適合しないものについては、なお従前の例による。

3 新条例第十三条第一項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際、現に設置されているもの及び施行日から起算して二年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

(準備行為)

4 新条例第五十七条第一項第十六号の規定による届出及び当該届出に係る同条第三項に規定する審査は、施行日前においても行うことができる。

(提案理由)

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和五年総務省令第四十八号）の施行に伴い、蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準等に係る規定を改める必要がある。